

平成 18 年 10 月 11 日

各 位

会社名 株式会社エーアンドエーマテリアル
代表者 取締役社長 山下 茂幸
コード番号 5391
問合せ先 総務部長 前反良夫
T E L 045-503-5760

石綿健康障害に関する弊社の状況について

表題の件に関しまして、弊社では過去 4 回にわたり開示しておりますが、平成 18 年 3 月 31 日以降の追跡調査結果（9 月 30 日時点）を以下の通りお知らせいたします。

1. 元従業員で石綿健康障害により亡くなられた方

単位：人

	石綿との関係が特定できるもの				計	(参考) 石綿との関係が 特定できない肺 がん、じん肺等
	中皮腫		石綿に起因する肺がん等			
	工場従業員	施工作业員	工場従業員	施工作业員		
18 年 3 月 31 日 時点	12	9	5	1	27	37
18 年 9 月 30 日 までの変更	6	0	1	0	5	21
累計	18	9	4	1	32	58

2. 元従業員で石綿障害により治療中の方

単位：人

	石綿との関係が特定できるもの				計	(参考) 石綿との関係が 特定できない肺 がん、じん肺等
	中皮腫		石綿に起因する肺がん等			
	工場従業員	施工作业員	工場従業員	施工作业員		
18 年 3 月 31 日 時点	2	1	0	0	3	22
18 年 9 月 30 日 までの変更	1	1	0	0	0	2
累計	1	2	0	0	3	24

上記二表の集計にあたりましては、石綿との関係が特定できるもの（中皮腫、石綿に起因する肺がん等）と石綿との関係が特定できないもの（参考）に区分しております。

人数は、労災認定者及び労災申請中の方であります。

18年9月30日までの変更の表示は、亡くなられた方については、18年3月31日時点で労災申請中の方が労災否認となったためマイナスとしたものであり、治療中の方については、18年3月31日時点で治療中の方が死亡されたので亡くなられた方の開示に移動したため、及び18年3月31日時点で労災申請中の方が労災否認となったためマイナスとしたものであります。

「石綿による健康障害の救済に関する法律」（石綿新法）の施行により、従来時効となっていた方の労災申請が増加しております。

なお、当社工場の周辺にお住まいで、石綿健康障害により亡くなられた方、及び治療中の方の情報はございません。

元従業員を含め更に実態を正確に把握すべく、引き続き調査を続けてまいります。

当該情報につきましては、今後も適時、適切に開示いたします。

以上